

福岡地方最低賃金審議会  
第3回 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和3年10月4日  
13:00～15:30

2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員           3名  
          労働者代表委員       2名  
          使用者代表委員       3名

4 議 題：福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について

5 議事要旨：(議題について)

労働者側代表委員からは、

産業内における人手不足の労使共通の課題解消にかかわって、今年度も特定最賃額を上げず、他方、派遣労働者・期間労働者のインセンティブを高めるための賃金引上げを行うのでは、現場労働者の賃金水準が「ダブルスタンダード」となるのではないか。そうした中では、「同一労働同一賃金」の観点からしても、特定最賃ベースそのものを上げることが重要であるから、現行特定最賃額と申出労働協約最下限額との差額である22円の引上げを改めて主張する

等の主張がなされた。

使用者側代表委員からは、

自動車産業では、世界的なコロナ禍の影響から工場非稼働、生産台数の減産が続いており、今年度も「非常事態」は続いていると言わざるを得ない

先行き不透明、減産下での賃上げは困難であり、また、全国的に見て福岡の特定最賃額は高く、県最賃との優位性は十分に保っている

今後の回復を見越した相応での賃上げは来年度以降において検討すべきであり、

最賃引上げの重要性を鑑みたくえ、今年度の引上げ額は1円とするのが相当である

等の主張がなされた。

今後の見通しについて

公益委員が全会一致を目指して、労使双方と意見を重ねたが、労使双方の主張には大きな隔たりがあり、結審には至らず。部会長が次回までに労使間で意見一致に向けた十分な打ち合わせを行うことなどを求めるとともに、次回の予備日で全会一致による結審を目指すこととなった。